審判手続に関するＱ＆Ａ

特許異議の申立て制度に関するＱ＆Ａは、「特許異議の申立てＱ＆Ａ」を参照してください。

目次

審判手続に関するＱ＆Ａ ..... - 1 -
０．最近変更された手続 ..... - 6 -
Q0－1：証人尋問における証人による宣誓書への署名押印及び書面尋問における証人による書面への署名押印は今後も必要ですか。（四法共通） - 6 -
Q0－2：各種審判事件について、特許庁から受け取った審理終結通知に文面が追加されていますが、どのような理由からでしょうか。（四法共通） - 6 -
Q0－3：審判請求人（異議申立人）から受け取った委任状の電子データをプリントアウトして提出してもよいですか。（四法共通） - 6 -
Q0－4：証拠の写し等を電子データで提出してもよいですか。（四法共通） - 6 -
１．共通 ..... - 8 -
Q1－1：書類の様式（記載事項）を教えてください。（四法共通） - 8 -
Q1－2：書類に記載する電話番号等について決まりはありますか。（四法共通） - 8 -
Q1－3：特許異議申立書や審判請求書を書面で提出する場合、書類の用紙や印刷について決まりはありますか。（四法共通） - 8 -
Q1－4：副本を作成する際に留意することはありますか。（四法共通） - 8 -
Q1－5：書類の綴じ方について指定はありますか。（四法共通） - 8 -
Q1－6：書類に押印や識別ラベルは必要ですか。（四法共通） - 9 -
Q1－7：提出方法にはどのような方法がありますか。（四法共通） - 9 -
Q1－8：書面で提出する場合、どこに提出すれば良いですか。（四法共通） - 9 -
Q1－9：封筒に入らない場合、どのように送付したら良いですか。（四法共通） - 9 -
Q1－10：副本を作成する際に留意することはありますか。（四法共通） - 10 -
Q1－11：無効審判や異議申立て等について、証拠を提出したいが、証拠説明書の提出は必須ですか。（四法共通） - 10 -
Q1－12：証拠番号はどのように付ければよいですか。（四法共通） - 10 -
Q1－13：分厚い書籍を証拠として提出したいが、どのようにしたらよいですか。（四法共通） - 10 -
Q1－14：現物を証拠として提出したいが、どのようにしたらよいか。（四法共通） - 10 -
Q1－15：審判請求料に減免制度はありますか。（四法共通） - 11 -
Q1－16：審判請求を取り下げた場合、既に納付済みの審判請求料は返還されますか。（四法共通） - 11 -
Q1－17：手数料を過誤納したことに気が付いた場合、どうすればよいですか。（四法共通） - 11 -

２．拒絶査定不服審判 - 12 -
Q2－1：拒絶査定の謄本を受け取りましたが、審判請求書の提出期限はいつまでですか。（四法共通） - 12 -
Q2－2：審判請求書の提出期間を延長することはできますか。（四法共通） - 12 -
Q2－3：審判請求書等に記載するあて先はどこにすればよいですか。（四法共通） - 12 -
Q2－4：オンライン手続により審判請求を行った際、【審判事件の表示】の欄の出願番号を西暦で入力するとエラーになりました。正しい記載方法を教えてください。（四法共通） - 13 -
Q2－5：審判請求の手数料は、どの時点の請求項の数に応じた額で納付すればよいですか。（特許） - 13 -
Q2－6：審判請求と同時に、特許請求の範囲の補正をする手続補正書を提出する予定ですが、拒絶査定時より請求項の数が増加します。手数料はどのようにすればよいですか。（特許） - 13 -
Q2－7：拒絶査定時の商品及び役務の区分（以下「区分」という。）の数は「2」でしたが、審判請求において区分の数を「1」で請求するときの方法を教えてください。（商標） - 13 -
Q2－8：審判請求手数料の納付を要しない場合（国の機関など）の【手数料の表示】はどのように記載すればよいですか。（四法共通） - 13 -
Q2－9：国などの審判請求手数料の納付を要しない機関との共有に係る出願について審判請求をする場合、国以外の者の持分の割合に応じた審判請求手数料を納付すればよいと思いますが、審判請求書にはどのように記載をすればよいですか。（四法共通） - 14 -
Q2－10：二人以上が共同でした出願に対し拒絶査定の謄本を受け取りました。拒絶査定不服審判の請求をする際の注意点を教えてください。（四法共通） - 14 -
Q2－11：（削除） - 14 -
Q2－12：審判請求の際には、代理権を証明する書面の添付は必要ですか。（四法共通） - 14 -
Q2－13：出願時の代理人と異なる代理人によって審判請求をする予定ですが、審判を請求するにあたり、代理人変更届等の提出は必要ですか。（四法共通） - 15 -
Q2－14：弁理士法人が代理人の場合や、複数の代理人が選任されている場合には、担当弁理士は必ず表示する必要がありますか。（四法共通） - 15 -
Q2－15：出願時に提出した委任状を援用したいのですが、どのような記載をすればよいですか。（四法共通） - 16 -
Q2－16：オンライン手続による審判請求と同時に委任状を提出したいのですが、手続き方法を教えてください。（四法共通） - 16 -
Q2－17：審判請求前に提出した包括委任状を審判請求書で援用したいのですが、その場合の審判請求書の記載方法を教えてください。（四法共通） - 16 -
Q2－18：請求の理由の作成が間に合わないので、審判請求書の【請求の理由】の欄に「追って補充する」と記載して提出した場合、どのように扱われますか。（四法共通） - 17 -
Q2－19：オンラインにより審判を請求する場合、請求書の【請求の理由】の欄に半角カタカナ文字を入力するとエラーとなりました。使用できる文字に制限がありますか。(四法共通) - 17 -
Q2－20：オンライン手続による審判請求時に、文書による証拠を提出したいのですが、どのように手続をすればよいですか。（四法共通） - 17 -
Q2－21：審判事件において、オンライン手続ができる対象範囲を教えてください。（四法共通）

- 17 -
Q2－22：書面により拒絶査定不服審判を請求する場合、拒絶査定の発送番号は記載した方がよいですか。また、副本の提出は必要ですか。（四法共通） - 17 -
Q2－23：オンライン手続で、審判請求書と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）を補正する手続補正書を送信したいのですが、どのようにすればよいですか。また、手続補正書の審判番号の欄はどのように記載すればよいですか。（特許） - 18 -
Q2－24：審判請求時に提出した明細書等を補正する手続補正書が審判の請求と「同時」に提出されたものではないとして却下された場合には、どのように対応すればよいですか。（特許） - 18 -
Q2－25：オンライン手続において、通信トラブル等で、審判請求書及び手続補正書を「同時」に送信できなかった場合はどうなるのですか。例えば、送信が途中で中断され、中断前に一方の書類は送信され、他方の書類は中断後に送信された場合、両者は「同時」に提出されたものとみなされるのですか。（特許） - 18 -
Q2－26：請求の理由の補正と明細書等の補正を1通の手続補正書で手続を行うことは可能ですか。（特許） - 19 -
Q2－27：審判請求と同時に、又は審判請求後における拒絶理由通知の応答期間内に特許請求の範囲に記載する複数の請求項のうち一部の請求項のみを補正するときの注意事項はありますか。（特許） - 19 -
Q2－28：翻訳文が書面手続のPCT出願であっても、審判請求及び明細書等の補正については特定手続となりますが、この場合、明細書等の補正はどのようにすればよいですか。（特許） - 20 -
Q2－29：特許権存続期間延長登録出願の不服審判請求後において、願書の補正（例えば、願書における政令で定める処分の内容又は延長の理由を記載した資料）について、オンラインにより手続しようとしたところエラーとなってしまいましたが、どのように手続すればよいですか。（特許） - 21 -
Q2－30：中途受任する弁理士がいたときは、筆頭代理人は変更されますか。中途受任する者は本件の担当弁理士ですが、筆頭代理人を変更したくない場合はどのような手続を行えばよいですか。（四法共通） - 21 -
Q2－31：自発的に補正する場合に、「手続補正書（方式）」の【発送番号】の欄を設けずにオンラインで送信した際、【発送番号】の欄で警告メッセージが出てしまいましたが、どのようにすればよいですか。（四法共通） - 22 -
Q2－32：手続補正書をオンラインで送信した際に、受領書に書類不備と出てしまいましたがどのようにすればよいですか。（四法共通） - 22 -
Q2－33：証拠を手続補足書に添付して提出したいのですが、記載方法を教えてください。また、その際、甲第1号証から甲第30号証まである物件名はそれぞれ記載するのですか。（四法共通） - 23 -
Q2－34：オンライン手続による審判請求時にカラー写真の現物を提出したいのですが、どのように手続をすればよいですか。（特許） - 23 -
Q2－35：委任状を補足する場合の記載方法を教えてください。（四法共通） - 23 -
Q2－36：（削除） - 24 -

Q2－37：拒絶査定後に特許を受ける権利の承継がありました。拒絶査定不服審判を請求する予定ですが、この場合、出願人名義変更届の手続きをいつしたらよいですか。 - 24 -
Q2－38：分割出願は、審判請求と「同時」にしなければなりませんか。（特許） - 24 -
Q2－39：電子化手数料が必要となる書類にはどのようなものがありますか。（四法共通） - 25 -
Q2－40：手数料補正をする場合の補正方法を教えてください。（四法共通） - 25 -
Q2－41：審判の着手予定時期や審判着手後の状況を知りたい場合には、どのような手続きを行えばよいですか。（四法共通） - 26 -
Q2－42：審尋に対する回答書の様式を教えてください。（特許） - 27 -
Q2－43：拒絶査定不服審判において通知された拒絶理由通知書及び審尋に対する応答期間の延長の手続はどうすればよいですか。 - 27 -
３．訂正審判 - 29 -
Q3－1：平成23年の法改正により、訂正審判の請求が請求項ごとにできるようになりましたが、それに伴い、審判請求書の記載方法も変わったため、記載不備をしてしまいました。このときには、どのように対応すればよいですか。 - 29 -
Q3－2：訂正審判の請求の取下げについては、その全ての請求について行わなければならない、とありますが（特§155④）、請求項ごとに請求を取り下げることはできませんか。 - 29 -
４．無効審判 - 30 -
Q4－1：無効審判請求書の「請求の理由」の補正が、その要旨を変更するものである場合において、被請求人が当該補正を許可する旨の同意回答書を提出する場合（特§131の2②二）、同意回答書において、同意・不同意とする理由の記載は必要ですか。それとも、同意・不同意との意思表示のみを記載すればよいですか。（特、実、意） - 30 -
Q4－2：昭和62年改正前特許法による特許権に対して無効審判を請求する場合、請求の理由には、必須要件項（独立項）についてのみ無効理由を指摘するだけでなく、実施態様項（従属項）についても指摘する必要がありますか。（特許） - 30 -
Q4－3：延長登録無効審判を請求したいのですが、当該特許に複数の延長登録があります。何れの延長登録をも無効にしたいのですが、1件の無効審判請求書で対応できますか。また、手数料は無効とする請求項の数で計算されますか。（特許） - 30 -
Q4－4：無効審判の審理において、期日の呼び出し（特§145③）が行われた場合、請求人は新たに代理人を立てることができますか。（四法共通） - 31 -
Q4－5：無効審判は口頭審理が原則ですが、口頭審理を行う場合は、特許庁に出頭しなければならず、遠い地域の者にとって費用の面からかなり不利になりませんか。（四法共通） - 31 -
Q4－6：口頭審理が行われる場合、必ず代理人（弁理士）の出席が必要ですか。（四法共通） - 31 -
Q4－7：証人尋問の申出をする際に提出する「証人尋問申出書」の証人の表示の記載について教えてください。（四法共通） - 31 -
Q4－8：特許法第148条第4項において、「参加人は一切の審判手続きができる」と規定されていますが、当該審判請求の取下げはできますか。（四法共通） - 31 -
Q4－9：権利が消滅している特許権に対して無効審判を請求する予定ですが、特許権者（会社）が合併しています。誰を被請求人として審判を請求すればよいですか。（四法共通） - 32 -
Q4－10：無効審判請求時に無効理由となる公知性を示す刊行物を主要証拠として提出する際に、刊行物の頒布時期を証明する書類は、審判請求時に提出する必要がありますか。（特

許） - 32 -
Q4－13：無効審判を請求しましたが、当該請求の一部を取り下げることは可能ですか。（四法共通） - 33 -
5．商標登録取消審判 - 34 -
Q5－1：多区分の登録商標に対して、その一部の指定商品・指定役務について取消審判を請求するときの「請求の趣旨」の記載方法と審判請求手数料を教えてください。（商標） - 34 -
Q5－2：取消審判請求書の作成見本の請求の理由の欄に①本件商標として、「商標の構成」「指定商品又は指定役務」の記載がありますが、本件標章が図形で指定商品又は指定役務が膨大なときはどのように記載したらよいですか。（商標） - 34 -
Q5－3：不使用取消審判を請求しましたが、使用している指定商品・指定役務も記載してしまったので、当該指定商品等にかかる請求の一部を取り下げたいと考えておりますができますか。（商標） - 34 -
6．商標登録異議申立て（商標） - 35 -
Q6－1：異議申立書の提出期限はいつまでですか。（商標） - 35 -
Q6－2：異議申立書の提出期間を延長することはできますか。（商標） - 35 -
Q6－3：異議申立書副本が権利者に送付されるのはいつ頃ですか。（商標） - 35 -
Q6－4：異議申立書の副本が届きましたが、権利者がこれについて意見を述べることはできますか。（商標） - 35 -
Q6－5：異議申立てがあったことをどのようにして知ることができますか。（商標） - 35 -
Q6－6：予告登録とは何ですか。（商標） - 35 -
Q6－7：申立人が審理経過を知る方法はありますか。（四法共通） - 36 -
Q6－8：理由補充提出期間経過後に、新たな理由が見つかったため、追加補正したいのですができますか。（商標） - 36 -
Q6－9：異議申立てに係る書類に、営業秘密が記載されている場合、第三者への閲覧を制限することはできますか。（商標） - 36 -
Q6－10：登録異議の申立ての取下げはできますか。（商標） - 36 -
7．判　定 - 37 -
Q7－1：例えば、ある特許権に対して、複数のイ号物件について当該特許発明の技術的範囲に属するのか特許庁の判定を求める場合、一の判定請求によって行うことができますか。（四法共通） - 37 -
Q7－2：判定請求の請求人が共同権利者の場合、判定請求を共同で請求しなければなりませんか。（四法共通） - 37 -
Q7－3：権利者が、他者の実施対象物が特許の技術的範囲に属するとの判定を求める場合、実施対象物を実施している者が多数存在していれば、それらを一括して一度の判定手続で請求することはできますか。（四法共通） - 37 -
8．権利付与後の情報提供 - 38 -
Q8－1：権利付与後の情報提供があった旨の通知は、特許権者のみに通知されるのですか。出願時の代理人に通知される場合はありますか。（特・実） - 38 -
Q8－2：権利付与後の情報提供の内容については、インターネットを利用して閲覧することができますか。（特・実） - 38 -

Ｏ．　最近変更された手続

Ｑ０－１：証人尋問における証人による宣誓書への署名押印及び書面尋問における証人による書面への署名押印は今後も必要ですか。（四法共通）

Ａ０－１：令和２年１２月２８日以降は、証人尋問及び書面尋問における証人による押印は不要となりますが、署名は引き続き必要です。

（令和２年１２月２８日更新）

Ｑ０－２：各種審判事件について、特許庁から受け取った審理終結通知に文面が追加されていますが、どのような理由からでしょうか。（四法共通）

Ａ０－２：当該事件にかかる手続の経緯を当事者等が確認する機会としていただくためにお知らせすることとしたものです。令和２年１２月２８日以降に起案される全ての審理終結通知について、文面を追加しています。

（令和２年１２月２８日更新）

Ｑ０－３：審判請求人（異議申立人）から受け取った委任状の電子データをプリントアウトして提出してもよいですか。（四法共通）

Ａ０－３：委任状は、鮮明な写しを書面で提出することも可能となりましたので、プリントアウトしたものを提出することも可能です。なお、プリントアウトしたものに電子署名に関する印字の有無を問いません。

（令和４年９月２７日更新）

Ｑ０－４：証拠の写し等を電子データで提出してもよいですか。（四法共通）

Ａ０－４：令和６年１月より、無効審判等の当事者系審判及び異議申立事件などの審判関連手続もインターネット出願ソフト（特殊申請機能）で提出可能となります。それに伴い証拠の写し等を提出する場合に、書面（紙）に代えてＰＤＦにしたものを審判請求書等の添付書類として提出することが可能となります。

インターネット出願ソフト（特殊申請機能）で提出する際には、特許庁ホームページの「審判手続における電子特殊申請について」を御確認ください。

また、令和４年１１月１日より、無効審判等の当事者系審判及び異議申立事件などにおける証拠の写し等を提出する場合に、書面に代えてＤＶＤ－Ｒに記録したもので提出することが可能となります。ただし、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判は対象外です。

ＤＶＤ－Ｒで提出する際には、特許庁ホームページ「審判手続の証拠の写し等のDVD-Rによる提出が可能になります」、「証拠の写し等のDVD-Rによる提出に関するＱ＆Ａ」を御確認ください。

（令和４年１０月１７日更新）

１．　共通

≪書類の作成≫

Ｑ１－１：書類の様式（記載事項）を教えてください。（四法共通）

Ａ１－１：審判請求書・異議申立書の様式は「様式作成見本・書き方集」、オンライン手続における主な様式は「申請書類の書き方ガイド」、訂正審判請求書・訂正請求書の様式は「訂正審判・訂正請求の手続」、特許異議の申立ての主な様式は「特許異議の申立てに係る様式作成見本」を御確認ください。

Ｑ１－２：書類に記載する電話番号等について決まりはありますか。（四法共通）

Ａ１－２：携帯電話の番号、所属部署の電話番号など、連絡が付く電話番号であれば構いません。

Ｑ１－３：特許異議申立書や審判請求書を書面で提出する場合、書類の用紙や印刷について決まりはありますか。（四法共通）

Ａ１－３：用紙は、原則として、A4サイズを使用してください。証拠等で、A4サイズでは文字の判読が困難な場合、例えばA3サイズに印刷し、折りたたんで提出することも許容されます。印刷は、片面でお願いします。カラーで印刷することも可能です。ただし、正本・副本ともカラーで作成してください。

Ｑ１－４：副本を作成する際に留意することはありますか。（四法共通）

Ａ１－４：特許印紙を貼付しない状態で、正本と副本が同一の外観であることが望ましいです。なお、「正」「副」の表示は、赤や黒、手書き・ゴム印・印刷、いずれでも差し支えありません。

Ｑ１－５：書類の綴じ方について指定はありますか。（四法共通）

Ａ１－５：指定はありませんが、書類の紛失、混在を避けるため、例えば、書類単位でステープル留めし、正本と各副本について、書類一式をクリップ留めして提出いただく方法が一般的です。

　また、ページ数が多く、クリップ留めができない場合は、書類の左側余白に穴を２つあけ、綴じ紐で綴じてください。

　そのほか、意見書、証拠説明書及び証拠を一括してステープル留め等で綴じても構いません。

Ｑ１－６：書類に押印や識別ラベルは必要ですか。（四法共通）

Ａ１－６：押印を存続する手続を除き、押印（外国人の場合は署名）・識別ラベルが不要となりました。例えば、審判請求書、異議申立書への押印は不要です。

≪書類の提出≫

Ｑ１－７：提出方法にはどのような方法がありますか。（四法共通）

Ａ１－７：審判種別によって提出できる方法が異なります。

拒絶査定不服審判は、オンライン手続及び書面（窓口・郵送）で提出可能です。その他の審判種別については、インターネット出願ソフト（特殊申請機能）及び書面（窓口・郵送）で提出可能です。

郵送で提出する場合、書留郵便等で差出日が証明できる方法であれば、消印が不明瞭な場合も特許庁に証明書を提出することにより提出日が認定されます。また、信書便以外の方法（宅配便、メール便等）で送付した場合は、特§19の適用対象外となり、特許庁に到達した日が提出日となりますのでご留意ください。

Ｑ１－８：書面で提出する場合、どこに提出すれば良いですか。（四法共通）

Ａ１－８：郵送の場合は、以下の宛先に送付してください。

〒100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
特許庁長官　宛

郵送時の注意事項については、「郵送等で手続する方へ」も御確認ください。

窓口に提出する場合は、以下の窓口に提出してください。
特許庁１階出願課窓口　特許庁案内図
受領印が欲しい場合は、「特許庁窓口で手続する方へ」を御確認ください。

Ｑ１－９：封筒に入らない場合、どのように送付したら良いですか。（四法共通）

Ａ１－９：封筒に入らない場合は、複数の封筒に分けて送付してください。その際に、送付状等を同封していただき、例えば２分割した場合は１／２、２／２等と明記する等、複数の封筒が同一の書類であると分かるようにしてください。

Ｑ１－１０：副本を作成する際に留意することはありますか。（四法共通）

Ａ１－１０：正本と副本の記載を同一にしてください。なお、「正」「副」の表示は、赤や黒、手書き・ゴム印・印刷、いずれでも差し支えありません。

≪証拠の提出≫

Ｑ１－１１：無効審判や異議申立て等について、証拠を提出したいが、証拠説明書の提出は必須ですか。（四法共通）

Ａ１－１１：提出は必須ではありませんが、文書の記載から、文書の標目、作成者及立証趣旨が明らかな場合（特許公報等）を除き、証拠説明書を提出すべきことが定められています（特施規§50③）。そのため、提出がない場合、審判合議体及び審判書記官から提出を求められることがあります。

証拠説明書の提出に関する留意事項や様式見本については、「証拠説明書の提出」をご確認ください。

Ｑ１－１２：証拠番号はどのように付ければよいですか。（四法共通）

Ａ１－１２：証拠ごとに証拠番号（請求人：甲１号証、被請求人：乙１号証）を付けてください。また、証拠の右上に証拠番号の表示をしてください。なお、証拠番号の表示は、赤や黒、手書き・ゴム印・印刷、いずれでも差し支えありません。

Ｑ１－１３：分厚い書籍を証拠として提出したいが、どのようにしたらよいですか。（四法共通）

Ａ１－１３：書籍に証拠番号を分かるように表示し、手続書類と一緒に提出してください。

Ｑ１－１４：現物を証拠として提出したいが、どのようにしたらよいですか。（四法共通）

Ａ１－１４：現物を証拠として提出する場合は、検証を申し出ることになりますので、「検甲（乙）○号証」という証拠番号を付けてください。検証は、審判廷内に検証物を持ち込んで廷内で実施することを原則としますが、持ち運びができないものである場合、その旨と所在地を記載してください（審判便覧35―06）。

≪手数料≫

Ｑ１－１５：審判請求料に減免制度はありますか。（四法共通）

Ａ１－１５：審判請求料に減免制度はありません。

ただし、審判段階で請求項を増加する補正を行い、出願審査請求手数料を納付する場合は、減免制度が適用されます（審判段階で、出願審査請求手数料を納付する場合については、Ｑ２―６の項目を参照してください。）。出願審査請求料の減免制度については、「手数料等の減免制度」を御確認ください。

Ｑ１－１６：審判請求を取り下げた場合、既に納付済みの審判請求料は返還されますか。（四法共通）

Ａ１－１６：審判請求を取り下げた場合、既に納付済みの審判請求手数料は返還されません。

Ｑ１－１７：手数料を過誤納したことに気が付いた場合、どうすればよいですか。（四法共通）

Ａ１－１７：手数料を過誤納した場合、納付日から１年以内であれば、納付者の請求により返還します（特施規様式第75、意施規様式第21、商施規則様式第23）。ただし納付方法が予納の場合は、予納台帳に返還しますので手続は不要です。

２．拒絶査定不服審判

（１）審判請求書

《提出期限》

Ｑ２－１：拒絶査定の謄本を受け取りましたが、審判請求書の提出期限はいつまでですか。（四法共通）

Ａ２－１：拒絶査定謄本を受け取った日（送達日）の翌日から起算して３月（特許の拒絶査定不服審判のみ在外者は「４月」）が提出期間です（特§121①）。ただし、３月又は４月の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が提出期限になります。そして、３月又は４月の期間は、日数で計算するのではなく、暦によって計算します（特§3①二）ので、ⅰ)月の始めから起算する場合は、最終月の末日をもって満了、ⅱ)月の途中から起算し、最終月に応当日がある場合は、その前日をもって満了、ⅲ)月の途中から起算し、最終月に応当日がない場合は、最終月の末日をもって満了となります。

例えば、４月１日が拒絶査定謄本の送達日であった場合、起算日は４月２日となり、３月後の応当日の前日である７月１日が提出期限（※開庁日であった場合）となります。２月のように、３１日や３０日がない月で３１日や３０日に該当する日が応当日に該当する場合は、その月の末日（※開庁日であった場合）に期間が満了します。

なお、拒絶査定の謄本がオンライン発送の場合は、「発送日＝送達日」となりますので注意してください 。

Ｑ２－２：審判請求書の提出期間を延長することはできますか。（四法共通）

Ａ２－２：期間延長の請求は認められません。ただし、特許出願人が在外者である場合の拒絶査定不服審判（特許権の存続期間の延長登録出願に係る拒絶査定不服審判は除く。）の請求期間については、職権により「１月」の期間延長をしますので、拒絶査定謄本送達日から「４月」が審判請求期間となります。職権による延長ですので、期間延長請求書等の提出は不要です。

《あて先》

Ｑ２－３：審判請求書等に記載するあて先はどこにすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－３：審判請求書及び審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正する手続補正書は、「特許庁長官」あてになります。

その他の場合は、特許庁長官からの手続補正指令等の通知に係る補正又は自発補正は、「特許庁長官」あて、特許庁審判長からの手続補正指令・拒絶理由通知等の通知に係る補正は、「特許庁審判長」あてになります。

《出願番号》

Ｑ２－４：オンライン手続により審判請求を行った際、【審判事件の表示】の欄の出願番号を西暦で入力するとエラーになりました。正しい記載方法を教えてください。（四法共通）

Ａ２－４：平成１２年（西暦２０００年）以降の出願番号は西暦で「特願２０００－１２３４５６」のように記載しますが、それ以前のものは「平成１０年特許願第１２３４５６号」のように記載してください。

《審判請求手数料》

Ｑ２－５：審判請求の手数料は、どの時点の請求項の数に応じた額で納付すればよいですか。（特許）

Ａ２－５：審判請求の手数料は、審判請求時点の特許請求の範囲に記載された請求項の数に応じた額を納付しなければなりません。したがって、審判の請求と同時に特許請求の範囲を補正する場合は、補正後の請求項の数に応じた額を納付してください。

Ｑ２－６：審判請求と同時に、特許請求の範囲の補正をする手続補正書を提出する予定ですが、拒絶査定時より請求項の数が増加します。手数料はどのようにすればよいですか。（特許）

Ａ２－６：「審判請求書」には、審判請求時の特許請求の範囲に記載された請求項の数の審判手数料を納付してください。なお、審査段階における出願審査請求料の納付済請求項数から増加する場合は、差分の請求項数分の出願審査請求料の料金を手続補正書で納付してください。手数料額については、産業財産権関係料金一覧を参照してください。

《商標の区分数について》

Ｑ２－７：拒絶査定時の商品及び役務の区分（以下「区分」という。）の数は「２」でしたが、審判請求において区分の数を「１」で請求するときの方法を教えてください。（商標）

Ａ２－７：審判請求と同日に区分の数を減らす手続補正書を提出してください。この場合、審判請求手数料は補正後の区分の数に応じた額（質問のケースでは１区分）に応じた額を納付してください。

《審判請求手数料が不要な場合》

Ｑ２－８：審判請求手数料の納付を要しない場合（国の機関など）の【手数料の表示】はどのように記載すればよいですか。（四法共通）

Ａ２－８：【手数料の表示】の項目は不要です。なお、オンライン手続の場合は、送信の際に警告メッセージが表示されますが、そのまま手続きを進めて送信してください。

Ｑ２－９：国などの審判請求手数料の納付を要しない機関との共有に係る出願について審判請求をする場合、国以外の者の持分の割合に応じた審判請求手数料を納付すればよいと思いますが、審判請求書にはどのように記載をすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－９：【審判請求人】（代理人による場合は【代理人】）の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて「○／○」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載してください。なお、その際には、持分の割合を証明する書面が必要になります。また、出願時に提出した持分の割合を証明する書面を援用して、当該書面の提出を省略する場合は、次のように記載してください。

【書類名】審判請求書
　　：
【代理人】
　　：
【持分の割合】　○／○
【提出物件の目録】
　【物件名】　持分の割合を証明する書面　1
　　【援用の表示】　令和○○年○○月○○日提出の特願○○○○－○○○○○○に係る○○書に添付のものを援用する。

《共同出願に係る審判請求》

Ｑ２－１０：二人以上が共同でした出願に対し拒絶査定の謄本を受け取りました。拒絶査定不服審判の請求をする際の注意点を教えてください。（四法共通）

Ａ２－１０：出願人全員が共同して審判請求しなければならない（特§132③）ので、審判請求書の【審判請求人】の欄を繰り返し設け、共同出願人全員を記載しなければなりません（特施則様式第 61 の 6 備考 7）。

《代理人》

Ｑ２－１１：　（削除）

Ｑ２－１２：審判請求の際には、代理権を証明する書面の添付は必要ですか。（四法共通）

Ａ２－１２：拒絶査定不服審判の請求においては、審判請求人が国内居住者の場合には特許法第９条の規定による「特別の授権」の有無を確認する必要があるため（特施則§４の３①）、審判請求人が在外者の場合には同法第８条第２項ただし書きの「代理権の範囲の制限」の有無を確認する必要があるため（特施則§４の３④）、委任状を添付しなければなりません。委

任状は、鮮明な写しを書面で提出することも可能です。ただし、拒絶査定不服審判の請求を出願時の代理人が行う場合であって、審判請求以前に提出された委任状に委任事項として「拒絶査定不服審判の請求」について明記されていれば、改めて委任状を提出する必要はありません。その場合には、審判請求書に委任状を援用する旨の記載をしてください。
オンライン手続で審判請求書を提出した場合は、手続補足書又は手続補正書で委任状を提出してください（Ｑ２－３５参照）。なお、令和６年１月より、委任状の写しはインターネット出願ソフト（特殊申請機能）で提出することが可能となります。

Ｑ２－１３：出願時の代理人と異なる代理人によって審判請求をする予定ですが、審判を請求するにあたり、代理人変更届等の提出は必要ですか。（四法共通）

Ａ２－１３：代理人受任届や代理人辞任届の提出は不要です。ただし、審判請求の際には代理権を証する書面の提出が必要になりますので、御注意ください。

Ｑ２－１４：弁理士法人が代理人の場合や、複数の代理人が選任されている場合には、担当弁理士は必ず表示する必要がありますか。（四法共通）

Ａ２－１４：可能な限り担当弁理士を表示してください。具体的には、担当弁理士の【代理人】又は【選任した代理人】欄の中に【連絡先】の欄を設けて「担当」と記載（代理人が弁理士法人の場合は、「担当は○○○○（氏名）」のように記載。）し、かつ、【電話番号】の欄を設けて、電話番号を記載するようにしてください。

① 代理人が弁理士の場合
【書類名】審判請求書
：
【代理人】
：
【代理人】（又は【選任した代理人】）
【識別番号】○○○○○○○○○
【弁理士】
【氏名又は名称】○○　○○
【電話番号】○○－○○○○－○○○○
【連絡先】　担当

② 代理人が弁理士法人の場合
【書類名】審判請求書
：

【代理人】
【識別番号】○○○○○○○○○
【氏名又は名称】弁理士法人○○○○
【代表者】　○○　○○
【電話番号】○○－○○○○－○○○○
【連絡先】　担当は○○　○○

《代理権を証する書面》

Ｑ２－１５：出願時に提出した委任状を援用したいのですが、どのような記載をすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－１５：出願時の委任状を援用する場合には、【提出物件の目録】の欄を設けて、次のように記載してください。

【提出物件の目録】
【物件名】　　委任状　　1
【援用の表示】　令和○○年○○月○○日提出の○○書に添付のものを援用します

Ｑ２－１６：オンライン手続による審判請求と同時に委任状を提出したいのですが、手続き方法を教えてください。（四法共通）

Ａ２－１６：委任状は手続補足書を用いて提出してください。（特例施則§19、§20）

なお、審判請求書の【提出物件の目録】の欄は不要です。

また、審判請求の日から３日を経過した場合は「手続補正書（方式）」として提出してください。［Ｑ２－３５参照］

Ｑ２－１７：審判請求前に提出した包括委任状を審判請求書で援用したいのですが、その場合の審判請求書の記載方法を教えてください。（四法共通）

Ａ２－１７：既に包括委任状番号が付与されているときは、審判請求書の【提出物件の目録】の欄に次のように包括委任状番号を記載してください。

【提出物件の目録】
【包括委任状番号】○○○○○○○

また、包括委任状番号が付与されていないときは次のように記載してください。

【提出物件の目録】
【物件名】　　委任状　1
【援用の表示】　令和○○年○○月○○日提出の包括委任状

《請求の理由・証拠方法》

Ｑ２－１８：請求の理由の作成が間に合わないので、審判請求書の【請求の理由】の欄に「追って補充する」と記載して提出した場合、どのように扱われますか。（四法共通）

Ａ２－１８：審判請求書の【請求の理由】の欄に「追って補充する」と記載して提出した場合、できるだけ速やかに【請求の理由】の記載を補充する手続補正書（方式）を提出してください。手続補正書（方式）の提出がない場合は補正指令が発せられ、これに応答しなければ審判請求書は却下となります。

Ｑ２－１９：オンラインにより審判を請求する場合、請求書の【請求の理由】の欄に半角カタカナ文字を入力するとエラーとなりました。使用できる文字に制限がありますか。（四法共通）

Ａ２－１９：オンライン手続において使用できる文字には制限があります。ＪＩＳ－Ｘ０２０８－１９９７「情報交換用漢字符号系」に準拠したＪＩＳコード、「ＪＩＳ第一水準漢字」及び「ＪＩＳ第二水準漢字」を使用してください。例えば半角カタカナや丸付き数字は使用することができません。

Ｑ２－２０：オンライン手続による審判請求時に、文書による証拠を提出したいのですが、どのように手続をすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－２０：審判請求書の【証拠方法】の欄には次のように記載し、証拠文献は手続補足書に添付してインターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面で提出をしてください。［手続補足書の記載方法：Ｑ２－３３参照］

【証拠方法】証拠として、甲第１号証（証拠文献名）、甲第２号証（証拠文献名）を手続補足書で提出します

《その他》

Ｑ２－２１：審判事件において、オンライン手続ができる対象範囲を教えてください。（四法共通）

Ａ２－２１：特許・意匠・商標の拒絶査定不服審判、意匠・商標の補正却下決定不服審判、及びこれらに対する中間手続きとなります。なお、これらの手続を書面で行う場合は電子化手数料が必要となります。

Ｑ２－２２：書面により拒絶査定不服審判を請求する場合、拒絶査定の発送番号は記載した方がよいですか。また、副本の提出は必要ですか。（四法共通）

Ａ２－２２：審判事件は新たな手続きとなるので、拒絶査定の発送番号の記載は必要ありません。また、副本の提出も不要です。

（２）中間書類

《審判請求と同時の手続補正書》

Ｑ２－２３：オンライン手続で、審判請求書と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）を補正する手続補正書を送信したいのですが、どのようにすればよいですか。また、手続補正書の審判番号の欄はどのように記載すればよいですか。（特許）

Ａ２－２３：インターネット出願ソフトにおいて、「送信ファイルフォルダ」に審判請求書、手続補正書等の同時に送信したい書類を格納し、これらの書類を全て選択して、「オンライン出願」ボタンをワンクリックして送信することになります（特例施則§14①）。

なお、手続補正書の【審判番号】の項目には、審判番号が付与されていない状態では記載できませんので、【審判番号】の項目を【審判請求日】に変えて請求日を記載してください。【審判請求日】の項目がなくても送信はできますが、出願番号が平成 11 年以前のＰＣＴ出願の場合には【審判請求日】の項目がない場合にはオンライン手続ができませんので必ず記載してください。

上記処理方法によらず、審判番号が付与された後に【審判番号】の項目に審判番号を記載した上で送信した場合には、審判の請求と同時の手続ではありませんので、当該手続補正書は却下されることになります。

Ｑ２－２４：審判請求時に提出した明細書等を補正する手続補正書が審判の請求と「同時」に提出されたものではないとして却下された場合には、どのように対応すればよいですか。（特許）

Ａ２－２４：明細書等の補正が審判の請求と同時にされたものでないときは、当該手続補正書については手続却下することになりますので、当該審判請求事件は前置審査を経由せず審判合議体が審理を行うことになります。

補正後の内容で前置審査及び審理を望まれる場合であって、かつ、審判請求期間内である場合には、審判請求期間内にもう１度審判請求をしていただき、その際に審判の請求と同時に補正をしていただくことになります。また、先の審判の請求については、取り下げていただくことになります。この場合、審判請求手数料は返戻されません。

Ｑ２－２５：オンライン手続において、通信トラブル等で、審判請求書及び手続補正書を「同時」に送信できなかった場合はどうなるのですか。例えば、送信が途中で中断され、中断前に一方の書類は送信され、他方の書類は中断後に送信された場合、両者は「同時」に提出されたものとみなされるのですか。（特許）

Ａ２－２５：オンライン手続中にエラーが発生する等により、処理（通信）が中断され、続行処理が行われた結果、同時に送信しようとした送信ファイ

ルが〔送信ファイルフォルダ〕に残っていた場合には、他の操作（例えば、受領した審判番号を補正書に記載した上で再度送信ファイルに変換したり、分割出願の審査請求書など他の書類を送信する等の操作）を行うことなく、同日中に再度当該送信ファイルを送信し、特許庁に受理されたときは、審判の請求と同時に提出されたものとして扱われます。

《手続補正書》

Ｑ２－２６：請求の理由の補正と明細書等の補正を１通の手続補正書で手続を行うことは可能ですか。（特許）

Ａ２－２６：請求の理由の補正は、補正対象書類が審判請求書ですが、明細書等の補正は、補正対象書類が明細書等になります。異なる書類の補正を１通の手続補正書で行うことはできませんので、別々の手続補正書で手続きしてください。請求の理由の補正は、「手続補正書（方式）」にて提出してください。なお、明細書等の補正は、審判の請求と同時又は拒絶理由通知の指定期間内に限られますので、ご注意ください。

Ｑ２－２７：審判請求と同時に、又は審判請求後における拒絶理由通知の応答期間内に特許請求の範囲に記載する複数の請求項のうち一部の請求項のみを補正するときの注意事項はありますか。（特許）

Ａ２－２７:拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった後に特許請求の範囲を補正するときには、補正の対象が一部の請求項に限定されているとしても、特許請求の範囲の全文を単位として補正を行う必要があります（特施則様式第 13 備考 6）。以下の様式見本を参照して手続補正書を作成してください。

①新様式の場合（平成 15 年７月１日以降の出願）

【手続補正１】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【書類名】特許請求の範囲
【請求項１】
：
【請求項○】
：
（※全文を記載してください。）

②旧様式の場合（平成 15 年６月 30 日以前の出願）

【手続補正１】

【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】特許請求の範囲
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】
【請求項１】
：
【請求項○】
：
（※全文を記載してください。）

《ＰＣＴ出願の明細書の補正（出願番号が平成 11 年以前のもの）》

Ｑ２－２８：翻訳文が書面手続のＰＣＴ出願であっても、審判請求及び明細書等の補正については特定手続となりますが、この場合、明細書等の補正はどのようにすればよいですか。（特許）

Ａ１－２８：次のように、①「全文補正」又は②「部分補正」をしてください。

① 全文補正の場合
【手続補正１】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】全文
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【書類名】　　明細書
【発明の名称】
【特許請求の範囲】
【発明の詳細な説明】
（【図面の簡単な説明】）

② 部分補正の場合
【手続補正１】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】発明の詳細な説明
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【発明の詳細な説明】
（１）明細書第○頁第○行の「○○」を「○○」と補正する。
（２）明細書第○頁第○行の「○○」を「○○」と補正する。

《特許権存続期間延長登録出願の願書の補正》

Ｑ２－２９：特許権存続期間延長登録出願の不服審判請求後において、願書の補正（例えば、願書における政令で定める処分の内容又は延長の理由を記載した資料）について、オンラインにより手続しようとしたところエラーとなってしまいましたが、どのように手続すればよいですか。（特許）

Ａ２－２９：願書における①政令で定める処分の内容、又は②延長の理由を記載した資料等について、オンライン（書面も同様）により補正する場合は、次のように「【補正対象書類名】特許願」、「【補正対象項目名】その他」と記載して手続してください。

なお、①又は②の補正事項を一つの手続補正書において手続することも可能です。

①政令で定める処分の内容

【手続補正１】

【補正対象書類名】　特許願

【補正対象項目名】　その他

【補正方法】　変更

【補正の内容】

【その他】１．本願の願書における「６．特許法第６７条第２項の政令で定める処分の内容」の「（３）○○○○○○○」の項を「（３）○○○○○○○○」のように補正する。

②延長の理由を記載した資料

【手続補正１】

【補正対象書類名】　特許願

【補正対象項目名】　その他

【補正方法】　変更

【補正の内容】

【その他】願書に添付した延長の理由を記載した資料における「１．○○○○○○」の項を「１．○○○○○○」のように補正する。

《代理人の順位と担当弁理士》

Ｑ２－３０：中途受任する弁理士がいたときは、筆頭代理人は変更されますか。中途受任する者は本件の担当弁理士ですが、筆頭代理人を変更したくない場合はどのような手続を行えばよいですか。（四法共通）

Ａ２－３０：「代理人受任届」が出されたときは、筆頭代理人は、代理人受任届に記載された弁理士に変更されます。筆頭代理人を変更したくないときは、次のように、「代理人受任届」の【受任した代理人】の欄に担当弁理士である旨の表示をして、届出書の末尾に【その他】の欄を設けて筆頭代理人を変更しない旨を記載してください。（「代理人選任届」の場合も同様

です。）

【書類名】代理人受任届
：
【受任した代理人】
【識別番号】　○○○○○○○○○
【弁理士】
【氏名又は名称】○○　○○
【電話番号】　○○－○○○○－○○○○
【連絡先】　担当
【提出物件の目録】
：
【その他】筆頭代理人の順位に変更なし

（注）受任済みの代理人（復代理人）について筆頭代理人（筆頭復代理人）の順位を変更する場合は、上申書を提出することで順位を変更することができます。
　なお、復代理人がいるときは、代理人を筆頭者としても、復代理人に書類が送られます。

《警告エラー》

Ｑ２－３１：自発的に補正する場合に、「手続補正書（方式）」の【発送番号】の欄を設けずにオンラインで送信した際、【発送番号】の欄で警告メッセージが出てしまいましたが、どのようにすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－３１：自発的に補正するときは、そのまま手続きを進めて送信してください。なお、補正指令の応答として補正するときは、【発送番号】の欄に該当する発送番号（６桁）を記載してください。

《送信エラー》

Ｑ２－３２：手続補正書をオンラインで送信した際に、受領書に書類不備と出てしまいましたがどのようにすればよいですか。（四法共通）

Ａ２－３２：受領書に書類不備と表示された事件は、特許庁へは受け付けられておりません。もう一度内容を確認し、再度送信する必要があります。
　不備箇所が不明の時は、電子出願ソフトサポートセンター（電話 03-5744-8534　受付時間 平日 9:00～18:15）へお問い合わせください。

《補足書》

Ｑ２－３３：証拠を手続補足書に添付して提出したいのですが、記載方法を教えてください。また、その際、甲第１号証から甲第３０号証まである物件名はそれぞれ記載するのですか。（四法共通）

Ａ２－３３：次のように記載し、証拠書類を添付してインターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面で手続きをしてください。

【書類名】手続補足書
：
【補足対象書類名】　審判請求書
【補足の内容】　証拠書類
【提出物件の目録】
【物件名】　甲第１号証～甲第３０号証　各１

なお、その際の電子化手数料は必要ありません。

Ｑ２－３４：オンライン手続による審判請求時にカラー写真の現物を提出したいのですが、どのように手続をすればよいですか。（特許）

Ａ２－３４：審判請求書の【請求の理由】等にカラー写真を提出する旨記載し、手続補足書に次のように記載してインターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面で手続してください。【補足の内容】の欄には提出物をなるべく具体的に記載してください。

【書類名】手続補足書
：
【補足対象書類名】　審判請求書
【補足の内容】　参考資料（カラー写真）
【提出物件の目録】
【物件名】　参考資料（カラー写真）　１

なお、その際の電子化手数料は必要ありません。

Ｑ２－３５：委任状を補足する場合の記載方法を教えてください。（四法共通）

Ａ２－３５：次のように記載し、委任状を手続補足書に添付して、インターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面で手続きをしてください。

【書類名】手続補足書
：

【補足対象書類名】　審判請求書
【補足の内容】　代理権を証明する書面
【提出物件の目録】
　【物件名】　委任状　1

また、審判請求の日から３日を経過したときは、次のように記載し、委任状を手続補正書（方式）に添付して、インターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面で手続をしてください。

【書類名】手続補正書（方式）
：
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　審判請求書
　【補正対象項目名】　提出物件の目録
　【補正方法】　追加
　【補正の内容】
　【提出物件の目録】
　　【物件名】　委任状　1

なお、その際の電子化手数料は必要ありません。

Ｑ２－３６：（削除）

《名義変更届》

Ｑ２－３７：拒絶査定後に特許を受ける権利の承継がありました。拒絶査定不服審判を請求する予定ですが、この場合、出願人名義変更届の手続きをいつしたらよいですか。

Ａ２－３７：拒絶査定後に特許を受ける権利の承継人となった者が拒絶査定不服審判を請求する場合は、拒絶査定不服審判の請求までに、出願人名義変更届を提出してください。

なお、代理人による手続の場合、譲渡による承継があったにもかかわらず、出願人名義変更届を提出せずに、譲渡前の名義で審判請求の手続をした場合には、譲渡前の名義人からの拒絶査定不服審判の請求に関する代理権の証明が必要となります。

代理権を証明できない場合は当該審判請求が却下されることとなりますので、注意してください。

《その他》

Ｑ２－３８：分割出願は、審判請求と「同時」にしなければなりませんか。

（特許）

Ａ２－３８：平成 19 年 4 月 1 日より前の出願の分割出願については、審判請求と「同時」に手続する必要があります。

平成　19 年 4 月 1 日以降の出願であれば、審判請求とは関係なく、拒絶査定から「3 月以内」（在外者は４月以内）に分割出願が可能です（特許法 44 条 1 項 3 号）。

Ｑ２－３９：電子化手数料が必要となる書類にはどのようなものがありますか。（四法共通）

Ａ２－３９：特例法施行規則第１０条に規定している特定手続が、電子化手数料が必要となる書類です。具体的には、拒絶査定不服審判請求書、手続補正書、意見書などです。

なお、特許庁ホームページに電子化手数料の納付対象となる特定手続に係る書面の一覧が掲載してあります。掲載箇所は、「トップ画面」⇒「制度・手続」⇒「手続一般」⇒「出願」⇒「書面出願」⇒「書面で手続する場合の電子化手数料について」の本文中にある「電子化手数料対象書類一覧」をクリックしてください。

Ｑ２－４０：手数料補正をする場合の補正方法を教えてください。（四法共通）

Ａ２－４０：いくつかの方法があります。以下のように記載し、「手続補正書（方式）」により手続してください。

①　予納による場合

【書類名】手続補正書（方式）
　　：
【手数料補正】
【補正対象書類名】　審判請求書
【予納台帳番号】　○○○○○○
【納付金額】　５５０００

②　特許印紙による場合

【書類名】手続補正書（方式）
　　：
【手数料補正】
　【補正対象書類名】　審判請求書
　【納付金額】　５５０００

※書面で「手続補正書（方式）」を作成し、その左上余白に特許印紙を貼って、その下に括弧してその額を記載してください。

③　現金納付による場合

【書類名】手続補正書（方式）

：

【手数料補正】

【補正対象書類名】審判請求書

【納付書番号】　　○○○○○○○○○○○○

【提出物件の目録】

【物件名】納付済証（特許庁提出用）　1

※「納付済証（特許庁提出用）」は台紙に貼付して添付してください。

④　電子現金納付（納付情報）による場合

【書類名】手続補正書（方式）

：

【手数料補正】

【補正対象書類名】審判請求書

【納付番号】　　○○○○－○○○○－○○○○－○○○○

⑤　銀行口座振替の場合（オンライン手続に限ります。）

【書類名】手続補正書（方式）

：

【手数料補正】

【補正対象書類名】審判請求書

【振替番号】　　○○○○○○○○

【納付金額】　　５５０００

⑥　指定立替納付の場合

【書類名】手続補正書（方式）

：

【手数料補正】

【補正対象書類名】審判請求書

【指定立替納付】

【納付金額】　　５５０００

Ｑ２－４１：審判の着手予定時期や審判着手後の状況を知りたい場合には、どのような手続きを行えばよいですか。（四法共通）

Ａ２－４１：はがき又は用紙（Ａ４版）にて、「審理状況伺書」を提出してください。インターネット出願ソフトの特殊申請機能を利用して、ＰＤＦ形式の「審理状況伺書」を提出することもできます。

問い合わせができる者は、審判請求人、被請求人、異議申立人、権利者、参加人、利害関係人（通常実施権者、専用実施権者、仮通常実施権者、仮

専用実施権者等）、情報提供者(注)および、上記の代理人のいずれかに該当する方に限られます。

なお、「審理状況伺書」の書式等につきましては、特許庁ホームページ「審判着手状況のお問い合わせについて」を御覧ください。

（注）情報提供者であることが確認できない匿名での情報提供の場合は、回答しておりません。

Ｑ２－４２：審尋に対する回答書の様式を教えてください。（特許）

Ａ２－４２：回答書の様式は、特許法施行規則等に様式が定められておりませんが、方式審査便覧１２４．０１に説明されている「書式６４」により作成してください。なお、この回答書の書式については、電子出願ソフトサポートサイトよりダウンロードできる「ひな型」に納められています。

【書類名】回答書
【あて先】特許庁審判長殿
【審判事件の表示】
　【審判番号】　不服○○○○－○○○○○○
　【出願番号】　特願○○○○－○○○○○○
【審判請求人】
　　：
【発送番号】　○○○○○○
【回答の内容】

Ｑ２－４３：拒絶査定不服審判において通知された拒絶理由通知書及び審尋に対する応答期間の延長の手続はどうすればよいですか。

Ａ２－４３：

１．特許出願の場合

拒絶理由通知及び審尋に対する応答期間の延長は、応答期間内に応答できない合理的な理由（以下の２つ）がある場合には、応答期間の延長が認められます。

理由①：拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験を行うとの理由

理由②：拒絶理由通知書や意見書・手続補正書等の手続書類の翻訳を行うとの理由

＜出願人が国内居住者の場合＞

応答期間の延長が認められるのは、理由①による場合のみです。

理由①により応答期間の延長を請求する場合、１か月の応答期間の延

長が認められます。提出できる期間延長請求書は１通のみです。

＜出願人が在外者の場合＞
　応答期間の延長が認められるのは、理由①又は②の場合です。提出できる期間延長請求書は最大３通（３か月）です。
　理由①による期間延長請求書は１通のみ提出できます。
　理由②による期間延長請求書は３通まで提出できます。
　１通の期間延長請求書により延長される期間は１か月です。２か月の期間延長を請求する場合には２通、３か月の期間延長を請求する場合には３通の期間延長請求書を提出する必要があります。
　なお、複数の期間延長請求書は同時に提出することができます。

　当該期間延長請求書の提出にあたり納付すべき手数料は 1 通につき 2,100 円です。

※出願人が在外者の場合に、電子出願ソフトを利用して、同日に複数の期間延長請求書を提出する際には、システム上、まったく同じ文面の期間延長請求書を同日に提出することができません。そこで、【請求の内容】の欄を、例えば以下のように記載してください。

「上記事件について、手続書類の翻訳のため、提出期間を１カ月延長されたく請求いたします。（〇通目）」
（「〇通目」の〇の中には、１、２、３が入ります。）

２．意匠登録出願・商標登録出願の場合
　在外者に限り最大１か月です。

（注）平成２８年４月１日から、特許出願又は商標登録出願における、審査段階の拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用が変更されましたが、拒絶査定不服審判請求後（特許の前置審査中を含む）の運用に関しては、変更ありません。

３．訂正審判

《訂正審判請求書の記載不備》

Ｑ３－１：平成２３年の法改正により、訂正審判の請求が請求項ごとにできるようになりましたが、それに伴い、審判請求書の記載方法も変わったため、記載不備をしてしまいました。このときには、どのように対応すればよいですか。

Ａ３－１：訂正審判請求書の「請求の趣旨」や「請求の理由」が、記載要件(特§131③)を満たさないときに、その記載不備が補正可能である場合には、審判長は、その審判請求書の記載が、記載要件を満たすものになるように補正を命じます。

このうち、「請求の趣旨」に対する補正は、訂正の対象の変更を求めるものになるため、本来であれば、請求書の要旨変更になりますが、当該補正命令に応じる場合に限って、補正が許容されることになります（特§131の2①三）。その補正命令に応じて、記載不備を解消するようにしてください。

なお、記載不備が補正可能でない場合には、審決却下がなされますので、再度、新たな訂正審判を請求してください。

《訂正審判の請求の取下げ》

Ｑ３－２：訂正審判の請求の取下げについては、その全ての請求について行わなければならない、とありますが（特§155④）、請求項ごとに請求を取り下げることはできませんか。

Ａ３－２：平成２３年の法改正後の訂正審判においては、取下げを行う際に、請求項ごとに取下げることはできず、全ての請求について取り下げなければなりません（特§155④）。

ただし、訂正審判の請求の一部を取りやめたいときには、訂正明細書等による補正（特§17の5）によって、請求の一部に係る訂正事項を削除することができます。

４．　無効審判

《請求の理由》

Ｑ４－１：無効審判請求書の「請求の理由」の補正が、その要旨を変更するものである場合において、被請求人が当該補正を許可する旨の同意回答書を提出する場合（特§131の2②二）、同意回答書において、同意・不同意とする理由の記載は必要ですか。それとも、同意・不同意との意思表示のみを記載すればよいですか。（特、実、意）

Ａ４－１：同意回答書（具体的には「回答の趣旨」の欄）には、被請求人が同意するか否かが明確にわかるように「同意する」又は「同意しない」と記載するだけで問題ありません。なお、補正事項のうち補正許可の要件を満たさないものが存在する場合には、同意回答書において同意・不同意の意思表示の記載のほか、それらについての意見等を記載することもできます。

Ｑ４－２：昭和６２年改正前特許法による特許権に対して無効審判を請求する場合、請求の理由には、必須要件項（独立項）についてのみ無効理由を指摘するだけでなく、実施態様項（従属項）についても指摘する必要がありますか。（特許）

Ａ４－２：必須要件項についての記載のみでも審判請求できますが（昭和６２年改正前特許法においては、必須要件項が無効となれば実施態様項も一緒に無効となるため）、特許権者が訂正請求で実施態様項を必須要件項にしてきたときに、その実施態様項についても無効理由を記載していないと、無効の請求の趣旨、理由の補正ができないため、請求不成立になることもあり得ます。

《延長登録無効審判》

Ｑ４－３：延長登録無効審判を請求したいのですが、当該特許に複数の延長登録があります。何れの延長登録をも無効にしたいのですが、１件の無効審判請求書で対応できますか。また、手数料は無効とする請求項の数で計算されますか。（特許）

Ａ４－３：例えば、ある医薬品等の特許権につき、実施対応（害虫駆除や化膿止め）により許認可が複数の行政庁（農水省や厚労省）にわたり、その結果として延長登録の期間が異なる場合、複数の延長登録が生じ得ます。このような場合には、その延長登録毎に無効審判の請求が必要となります。

　また、手数料は、請求項の数に関係なく、審判請求１件につき５５，０００円の定額です。

《口頭審理》

Ｑ４－４：無効審判の審理において、期日の呼び出し（特§145③）が行われた場合、請求人は新たに代理人を立てることができますか。（四法共通）

Ａ４－４：審判係属中は、両当事者ともいつでも新たな代理人を立てることができます。期日の呼び出しを受けた場合も同様です。なお、口頭審理のみ代理人として出頭する場合は、その旨を記した委任状を当日に提出してください。委任状は、鮮明な写しを書面で提出することも可能です。

Ｑ４－５：無効審判は口頭審理が原則ですが、口頭審理を行う場合は、特許庁に出頭しなければならず、遠い地域の者にとって費用の面からかなり不利になりませんか。（四法共通）

Ａ４－５：当事者の申出などにより、審判合議体（審判官）が特許庁以外の地方に赴いて口頭審理（巡回審判）を開催することも可能です。

Ｑ４－６：口頭審理が行われる場合、必ず代理人（弁理士）の出席が必要ですか。（四法共通）

Ａ４－６：口頭審理の出頭者については、当事者のみの出頭でもかまいません。ただし、当事者が無効審判の手続等に精通していない場合には、口頭審理において質疑応答などに十分対応できる者（弁理士等の代理人）も出頭することが望ましいと考えられます。

《証人尋問申出書について》

Ｑ４－７：証人尋問の申出をする際に提出する「証人尋問申出書」の証人の表示の記載について教えてください。（四法共通）

Ａ４－７：証人の表示の記載は、証人が特定できるよう、住所(居所）、氏名、職業を必ず記載してください。なお、「証人尋問申出書」と同時に提出する「尋問事項書」には、尋問する事項を列記し、尋問に要する時間も記載してください。

Ｑ４－８：特許法第１４８条第４項において、「参加人は一切の審判手続きができる」と規定されていますが、当該審判請求の取下げはできますか。（四法共通）

Ａ４－８：参加人は審判請求人が起こした審判の取下げはできません。参加した審判事件から脱退する場合には、参加取下げをすることになります。請求人が審判請求の取下げをした場合（参加人の同意は不要）は、参加人が審判を継続することとなり、その継続した審判請求については、参加人が審判請求を取り下げることができます。

《権利の消滅》

Ｑ４－９：権利が消滅している特許権に対して無効審判を請求する予定ですが、特許権者（会社）が合併しています。誰を被請求人として審判を請求すればよいですか。（四法共通）

Ａ４－９：相続や合併により権利者であった者が変更した場合には、承継した者が被請求人となりますが、審判請求時は登録原簿上の権利者である者を記載していただければ結構です。ただし、当該承継人が審判請求時に判明している場合には、被請求人欄に承継人を併記してください。

《無効審判請求における証拠提出》

Ｑ４－１０：無効審判請求時に無効理由となる公知性を示す刊行物を主要証拠として提出する際に、刊行物の頒布時期を証明する書類は、審判請求時に提出する必要がありますか。（特許）

Ａ４－１０：無効の根拠となる事実（主要事実）は無効審判の請求理由の記載要件であるため、審判請求時に刊行物の頒布時期を含め具体的に特定することが必要です。後になって、頒布時期の信憑性について当事者の間で争点となった場合に、その時期を証明する書類を提出することは間接事実・間接証拠の追加に当たり、主要事実を実質的に変更する補正には当たらないとされています。しかし、迅速かつ的確な審理のために、証拠書類は早期に提出されることを推奨します。

《無効審判における訂正請求の取下げ》

Ｑ４－１１：無効審判における訂正請求は取り下げることができますか。（特許）

Ａ４－１１：補正をすることができる期間内に限り取り下げることができますが、請求項ごと又は一群の請求項ごとに取り下げることはできず、全ての請求を取り下げなければなりません（特§134の2⑦）。請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正をすることを取りやめたいときは、訂正明細書等の補正によって行うことができます（特§17の5）。

《審決取消の判決が確定した場合の訂正請求の申立て》

Ｑ４－１２：特許維持審決を取消す判決が確定したときの「訂正請求の申立て」をすることができる期間の起算日はいつですか。（特許）

Ａ４－１２：審決取消の判決が確定した日の翌日が起算日となります（特§134の3、§3①一）。上告又は上告受理の申立てをしなかった場合には、当該判決書の送達の日から２週間（控訴期間）の経過をもって、判決が確定します（民事訴訟法§313、§318⑤、§285）が、具体的な判決の確定日に関しては、裁判所書記官にご確認ください。

《無効審判請求の取下げ》

Ｑ４－１３：無効審判を請求しましたが、当該請求の一部を取り下げることは可能ですか。（四法共通）

Ａ４－１３：特許権及び実用新案権に係る無効審判については、２以上の請求項に対して無効審判を請求したときは、請求項ごとに取り下げることができます（特§155③、実§39の2⑥）。また、商標権に係る無効審判についても、２以上の指定商品（役務）に対して請求がなされたときは、指定商品（指定役務）ごとに取り下げることができます（商§56②準用において準用する特§155③）。

一方、意匠権に係る無効審判の請求は、事件ごとの取下げしかできません（特§155③を準用していないため）。

５．　商標登録取消審判

Ｑ５－１：多区分の登録商標に対して、その一部の指定商品・指定役務について取消審判を請求するときの「請求の趣旨」の記載方法と審判請求手数料を教えてください。（商標）

Ａ５－１：「請求の趣旨」の欄には「商標法第５０条第１項の規定により登録第○○○○○○○号商標の指定商品・役務中「第ｎｎ類　×××，×××」，「第ｎｎ類　×××，×××」についての登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載してください。

なお、取消審判の審判請求手数料は「１５，０００円＋区分数×４０，０００円」となります。

Ｑ５－２：取消審判請求書の作成見本の請求の理由の欄に①本件商標として、「商標の構成」「指定商品又は指定役務」の記載がありますが、本件標章が図形で指定商品又は指定役務が膨大なときはどのように記載したらよいですか。（商標）

Ａ５－２：取消審判請求書はインターネット出願ソフト（特殊申請機能）又は書面による提出であるため、標章は商標公報等から、指定商品・指定役務は登録原簿から切り貼り等で表示する方法があります。しかし、審判請求書の必須記載事項ではないので、記載がない場合でも補正指令の対象にはなりません。

Ｑ５－３：不使用取消審判を請求しましたが、使用している指定商品・指定役務も記載してしまったので、当該指定商品等にかかる請求の一部を取り下げたいと考えておりますができますか。（商標）

Ａ５－３：取消審判の請求は事件ごとの取下げしかできません。（特§155③を準用していないため）。

６．商標登録異議申立て（商標）

Ｑ６－１：異議申立書の提出期限はいつまでですか。（商標）

Ａ６－１：商標公報の発行の日の翌日から起算して２月が提出期間です（商§43の2①）。ただし、２月の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が提出期限になります（商§77①において準用する特§3）。なお、２月の期間は、日数で計算するのではなく、暦によって計算します。

Ｑ６－２：異議申立書の提出期間を延長することはできますか。（商標）

Ａ６－２：期間延長の請求は認められません。ただし、「異議申立書」の「申立ての理由」を補充する等の補正（商§43の4②ただし書き）については、申立人が国内在住者の場合は３０日以内、在外者の場合は９０日（３０日＋職権による期間延長６０日）以内に提出することができます。

Ｑ６－３：異議申立書副本が権利者に送付されるのはいつ頃ですか。（商標）

Ａ６－３：申立人が国内在住者であれば、申立期間が経過してから約２か月後に送付されます。申立人が外国在住者であれば、申立期間が経過してから約４か月後に送付されます。

Ｑ６－４：異議申立書の副本が届きましたが、権利者がこれについて意見を述べることはできますか。（商標）

Ａ６－４：「上申書」によって意見を述べることもできます。また、審理が進み、取消理由通知が発せられたときに、それに応答する「意見書」を提出する機会が与えられます。

Ｑ６－５：異議申立てがあったことをどのようにして知ることができますか。（商標）

Ａ６－５：異議申立て後約３～４週間で申立人及び権利者に葉書で「異議番号通知」が送付されます。また、登録原簿に「異議申立の予告登録」がなされます。

Ｑ６－６：予告登録とは何ですか。（商標）

Ａ６－６：異議申立てがあったときは、その旨が登録原簿に登録されます。これは、商標権に関して取引をした者が後日不測の損害を被るおそれがあるので、取引をする者に警告を与えることを目的として行うものです。なお、予告登録は異議申立てから約４週間後に登録原簿に掲載されます。また、予告登録されると特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に掲載されます。

Ｑ６－７：申立人が審理経過を知る方法はありますか。（四法共通）

Ａ６－７：閲覧申請もしくは特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を照会（経過情報検索⇒範囲指定検索）することにより知ることができます。

Ｑ６－８：理由補充提出期間経過後に、新たな理由が見つかったため、追加補正したいのですができますか。（商標）

Ａ６－８：理由補充提出期間経過後は「申立て理由」を補正して、新たな理由を追加することはできません。

Ｑ６－９：異議申立てに係る書類に、営業秘密が記載されている場合、第三者への閲覧を制限することはできますか。（商標）

Ａ６－９：異議申立てに係る書類については、営業秘密が記載されている旨の申出があった場合でも、閲覧を制限することはできません（商§72①一を準用していないため）。

Ｑ６－１０：登録異議の申立ての取下げはできますか。（商標）

Ａ６－１０：登録異議の申立ての取下げは、特許庁から商標登録の取消理由の通知（商§43の12）がされるまではすることができます（商§43の11①）。なお、２以上の指定商品（指定役務）に係る申立てである場合は、指定商品（指定役務）ごとに取下げをすることができます（商§43の11②）。

７．判　定

《１つの請求におけるイ号の数について》

Ｑ７－１：例えば、ある特許権に対して、複数のイ号物件について当該特許発明の技術的範囲に属するのか特許庁の判定を求める場合、一の判定請求によって行うことができますか。（四法共通）

Ａ７－１：一つの判定請求においてはイ号は一つとなります。判定の対象が同一の特許権であっても判定請求の対象としたいイ号が複数存在する場合には、そのイ号ごとに別々に判定請求をしてください。

《共同請求について》

Ｑ７－２：判定請求の請求人が共同権利者の場合、判定請求を共同で請求しなければなりませんか。（四法共通）

Ａ７－２：必ずしも共同請求の必要はありません。判定が法律的拘束力を有しない以上必ずしも共同請求する必要はなく、その補正を命じられることなく適法なものとして処理されます。

《判定の請求方法》

Ｑ７－３：権利者が、他者の実施対象物が特許の技術的範囲に属するとの判定を求める場合、実施対象物を実施している者が多数存在していれば、それらを一括して一度の判定手続で請求することはできますか。（四法共通）

Ａ７－３：判定の審理においては、被請求人の答弁内容を踏まえて、事案毎にイ号を特定する必要があるため、審理の複雑化を避ける観点からも、一件の請求で複数の被請求人を記入することを認めていません。

８．権利付与後の情報提供

Ｑ８－１：権利付与後の情報提供があった旨の通知は、特許権者のみに通知されるのですか。出願時の代理人に通知される場合はありますか。（特・実）

Ａ８－１：特許権者が在外者であるか否かを問わず、出願時に代理人がいる場合は、当該代理人のみに通知されます。出願時に代理人がいない場合は、特許権者に通知されます。

Ｑ８－２：権利付与後の情報提供の内容については、インターネットを利用して閲覧することができますか。（特・実）

Ａ８－２：インターネットを利用して閲覧するためには、インターネット出願ソフトを通してオンライン閲覧することになります。ただし、以下の場合は、オンライン閲覧することはできません。

①特許、実用新案・・・平成２年 11 月 30 日以前にされた出願及びこれに係る手続

②ＰＣＴ(指定官庁)・・平成 11 年 12 月 31 日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願に係る手続

③審判（査定系）・・・平成 11 年 12 月 31 日以前に審判の請求がされた審判事件に係る手続

※ なお、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で情報提供の内容を閲覧することはできません。

《その他》

Ｑ８－３：権利付与後の情報提供をオンラインで行うことはできますか。（特・実）

Ａ８－３：権利付与後の情報提供（刊行物等提出書の提出）をオンライン手続によって行うことができます。電子出願ソフトサポートサイトで提供するインターネット出願ソフトを利用してください。また、ＰＤＦとイメージデータ(ＪＰＥＧ又はＧＩＦ、ＢＭＰ)は混在させることができませんのでご注意下さい。添付できるＰＤＦも、10 ファイルまでとなります。

２０２５年６月更新